

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月 21日	
松山市長 野志 克仁 様	
提出者 住 所 松山市竹原二丁目1番19号 氏 名 株式会社 二神組 代表取締役 有光 秀明 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 089-933-7777	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 二神組
事業場の所在地	松山市竹原二丁目1番19号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 68億円
③従業員数	86人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	工事(作業所) ↓ 収集運搬業者 ↓ 中間処理・再生・最終処分 ※建設廃棄物処理委託契約書に基づいて処理

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 建築物の設計段階において、構造躯体等の耐久性の向上を図ると共に、維持管理及び修繕を容易にするなど、その長期的使用に資する設計に努めている。 施工段階においては、端材の発生が抑制できる施工方法を採用している。		
② 計画	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・コンクリート型枠の再利用を促進する。 ・建設物等に長期的に使用できる材料の選定に努める。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 3R活動の取り組み		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設リサイクル法に基づき特定建設資材廃棄物を完全に分別処理するだけでなく、他の建設廃棄物についても、現場にBOXを設置し、分別し処理するよう努める。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 電子マニフェストによる処理 各現場で委託契約書内容の周知		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 電子マニフェストによる処理		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

令和 5 年度の産業廃棄物発生量（実績）

紙マニフェスト・電子マニフェスト合計（単位：t）

項目 産業廃棄物の種類	①産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	②自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	③自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		④自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	⑤産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
	産業廃棄物の搬出量	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	全処理委託量				
						優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
コンクリート殻	3,393 t					3,393 t		3,393 t		
アスファルト殻	35 t					35 t		35 t		
無機系汚泥	6 t					6 t		6 t		
廃プラスチック	52 t					52 t		52 t		
木くず	319 t					319 t		319 t		
金属くず	36 t					36 t		36 t		
紙くず	15 t					15 t		15 t		
建設廃材（アスベスト含有）	13 t					13 t		13 t		
ガラスくず	109 t					109 t		109 t		
廃石膏ボード	12 t					12 t		12 t		
建設混合廃棄物	159 t					159 t		159 t		
繊維くず	1 t					1 t		1 t		
合計	4,150 t					4,150 t		4,150 t		

令和6年度の産業廃棄物発生量（目標）

（単位：t）

項目 産業廃棄物の種類	①産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	②自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	③自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		④自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	⑤産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
	産業廃棄物の搬出量	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	全処理委託量				
						優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
コンクリート殻	2,750 t					2,750 t		2,750 t		
アスファルト殻	30 t					30 t		30 t		
無機系汚泥	5 t					5 t		5 t		
廃プラスチック	40 t					40 t		40 t		
木くず	250 t					250 t		250 t		
金属くず	0 t					0 t		0 t		
紙くず	0 t					0 t		0 t		
建設廃材（アスベスト含有）	5 t					5 t		5 t		
ガラスくず	90 t					90 t		90 t		
廃石膏ボード	0 t					0 t		0 t		
建設混合廃棄物	130 t					130 t		130 t		
繊維くず	0 t					0 t		0 t		
合計	3,300 t					3,300 t		3,300 t		

管理体制図

責任者及び管理組織図

統括責任者		常務取締役 平田 史博
廃棄物担当者		組織名:土木部 職・氏名:管理次長 中村 浩二 組織人数:5人
役割	廃棄物管理委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長 常務取締役土木部長 ・委員 関連部署担当者 ・事務局 土木部管理次長
	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	関連部署担当者	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・訓練 ○その他関係する事項

廃 棄 物 管 理 組 織

